



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ コ ス
代表者の役職氏名 代表取締役社長 平 邦 雄
(コード番号：7520 東証第一部)
連絡者の役職氏名 常 務 取 締 役 村山 陽太郎
(TEL 042-546-3711)

ストック・オプション発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条の規定に基づき「取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 50 回定時株主総会に下記の要領で付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。
なお、取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第 361 条の報酬等に該当いたします。

1. 新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類
当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の数

合計 200,000 株（新株予約権 1 個当りの目的の株式数 100 株）を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

合計 2,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

付与日において一般に公正妥当と認められる方法により算定した価額。

- (5) 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権 1 個当りの払込金額は次により決定される 1 株当りの払込金額に (2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。
新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）と新株予約権を発行する日の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。
- (6) 新株予約権の行使期間
平成 29 年 7 月 1 日から平成 36 年 6 月 30 日までとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得条項
① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社は、新株予約権の割当を受けた者が (7) の①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (10) その他細目事項
新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により決定する。

以上